

第6期第32回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後2時00分から午後2時33分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・第2会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	○	23番	梅藤 勝	△
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	○	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	○	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	△	20番	遠藤 一三	○			

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件
- 第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件
- 第7 報告第5号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件
- 第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第10 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	<p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席委員は、10番・星 力委員、23番・梅藤 勝委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第32回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、19番・平島道弘委員と20番・遠藤一三委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>それでは両名に決定いたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、追加案件を含め報告5件、議案3件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたします。</p> <p>続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書2ページをお開き願います。</p> <p>2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。2件・3筆・60, 452㎡となっています。</p> <p>1番は、地域の担い手への集約化を行うため、解約を行ったものです。</p> <p>2番は、借主である●●さんが、経営規模縮小をする関係で賃貸借契約を解除するものです。こちらの農地につきましては、今後新たに賃貸借契約を結ぶこととなりますので、後ほど議案第1号にてお諮りいたします。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

主 事	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>2月につきましては、議案に記載のとおり、2月10日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書5ページをお開き願います。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
2 1 番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>
1 9 番	<p>2番についてですが、同じように事務局の報告のとおりですので特に補足はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第3号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「農地法第41条第1項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 事	<p>報告第4号、農地法第41条第1項に基づく通知に関する件について、ご報</p>

主 事	<p>告申し上げます。</p> <p>7 ページをお開き願います。</p> <p>こちらは、令和2年8月総会において報告させていただきました穂別和泉地区の所有者が判らず、耕作者が不在である農地として農地法第33条第1項に該当し、令和2年8月3日付けで告示をしていた農地ですが、2月2日付けにて公示期間である6か月が経過したところです。</p> <p>6か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第41条第1項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を8ページに添付しております。</p> <p>2月3日付けで通知をしておりますが、今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については北海道が中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、中間管理機構から耕作者に対して利用権を与える流れとなる予定で進めていくところです。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしくお願います。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、追加案件 日程第7 報告第5号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 任	<p>報告第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>追加議案1ページをお開きください。</p> <p>なお、本件につきましては、北海道農業公社からの買入協議結果通知が議案発送後となったため、追加議案として上程させていただいております。</p> <p>買入協議結果については、追加議案2ページから4ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、報告第5号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
主 任	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。</p>

主任 議案書10ページをお開き願います。
1番から5番につきましては、被設定人である●●〈農地所有適格法人〉の要望により、賃貸されるものです。
6番につきましては、被設定人である●●さんの要望により、賃貸されるものです。
以上、6件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
11ページから22ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

22番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんが●●〈農地所有適格法人〉に農地を賃貸する案件ですが、取得後はブロッコリー等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

24番 続きまして、2番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんが●●〈農地所有適格法人〉に農地を賃貸する案件ですが、取得後はブロッコリー等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

17番 3番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんが●●〈農地所有適格法人〉に農地を賃貸する案件ですが、取得後はブロッコリー等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

4番 4番、5番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さん、●●さんが●●〈農地所有適格法人〉に農地を賃貸する案件ですが、取得後はブロッコリー等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

12番 6番について現地を確認してきましたので、報告します。
●●さんが●●さんに賃貸する案件ですが、賃貸契約後は、●●さんは牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議	長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第9 議案第2号「業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主	任	<p>議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 まず、追加議案5ページをお開き願います。所有権移転5件です。 1番、4番につきましては、報告第3号でご説明いたしましたあっせんに伴う所有権移転です。 2番、3番、5番につきましては、報告第5号でご説明しました買入協議に伴う所有権移転です。 つづいて、議案書24ページから、利用権設定4件です。 1番、2番、3番については、それぞれ設定人の経営規模縮小により、利用権を設定するものです。 4番は、本来昨年12月総会において継続更新となる案件でしたが、期間内に双方で協議がまとまらず、保留となっていたものです。今回、契約の更新をすることで双方が合意したため、継続案件として利用権を設定するものです。 以上、所有権移転5件7筆、利用権設定4件9筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては所有権移転につきましては、追加議案7ページから11ページ、利用権設定につきましては、議案書25ページから28ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p>

議	長	<p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第10 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>なお、本案件中、●●委員の●である●●さんが願出人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
主	事	<p>議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書30ページをお開き願います。</p> <p>公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。</p> <p>1番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>以上1件、31ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
12	番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、山林化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑はありませんか。</p>

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、3月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。